



会 務 通 信

会員数/個人会員 1,059 名 法人会員 63 法人 (7月1日現在)



撮影：川崎 晃

INDEX

◆ 法人会員の会費及び入会金について	副会長 岸田 庄司 2
◆ 境界問題相談センターニュース No.56	 7
◆ 第80回日本土地家屋調査士会連合会定時総会報告	副会長 大岩 芳伸 9
◆ タフマン・タフウーマンに感謝	広報委員 安田 真由美 11
◆ 役員研修会報告	広報部部員 岡地 裕治 13
◆ 第38回支部対抗親善ソフトボール大会結果報告	昭和支部長 早川 達也 14
◆ 東海工業専門学校講演会報告	広報部長 片岡 忠雄 16
◆ フレッシュマン・フォーラム'10 参加報告	豊田支部 石原 遥 17
◆ 資格業ガイダンス報告（愛知学院大学）	広報委員長 中島 健太 19
◆ 事務局からのご案内	 20
◆ 編集後記	 22

法人会員の会費及び入会金について

副会長 岸田 庄司



5月26日に開催された令和5年度定時総会における、岡崎支部の鍋田先生の質問に関連して、愛知会に主たる事務所を構える法人会員の従たる事務所の会費についての誤過納の可能性についてご説明させていただきましたが、時間の都合上詳しい情報をご提供することができませんでしたので、この紙面を使って情報を公開したいと思います。

文字の羅列で5,000文字程度になりますので、ご興味のない会員は飛ばしていただいても結構ですが、従たる事務所を有するあるいは有していた法人会員の方はぜひともご熟読ください。

調査士法の改正により法人の設立が認められた平成15年の定時総会において会則を改正し本会の会員を、自然人たる調査士会員と法人会員として「主たる事務所**又は**従たる事務所のみを有する調査士法人」と規定しました。つまり簡単に言えば主従関係なくまたその数も関係なく、愛知県内に事務所を有する調査士法人は全体として一個の会員として取り扱うようになりました。おそらくここに会員間で見解の相違は発生しないと思います。

同時に（入会金及び会費に関する規則）も改正され、新たに法人会員会費を「主たる事務所**又は**従たる事務所一か所につき、一月当たり金12,000円」と規定しました。（平成15年8月1日施行）

同年8月に初めて法人が設立され、法人会費の徴収が始まり、平成19年2月には県内に主及び従たる事務所を有する法人会員が誕生し、運用として一個の法人会員から二個の法人会費の徴収が始まりました。

その後平成30年の定時総会において会費の値上げに関する会則の改正が承認され、（入会金及び会費に関する規則）において会費をそれまでの運用通り「1月当たり金15,000円、法人会員は主たる事務所1月当たり金15,000円、従たる事務所1か所につき1月当たり金15,000円」と改正（平成31年4月1日施行）し、法人会員の個数ではなく、法人が有する事務所の数に応じて会費を徴収することを明確にしました。当時私は担当役員でしたので、この条文の改正の趣旨は十分に理解していました。

当然に法人会費に係る連合会会費は、愛知会において徴収した会費に応じて納入していましたが、令和2年に連合会会則の改正が行われ、会費の額がそれまでの「土地家屋調査士法人会員の**1会員につき**2,250円」から「土地家屋調査士法人会員の**1事務所につき**月額2,250円」に変更されました。

連合会がこの改正に伴いあらためて調査・精査したところ、改正前から調査士法人会員の1事務

所につき月額 2,250 円を納入している事案があることが判明し、令和 3 年 12 月に誤納に係る法人会費の清算が行われました。法人会費の誤過納があった単位会は神奈川会（1,336,750 円）と愛知会（1,194,750 円）でした。

債権の消滅時効は 10 年であり会費に関する各種書類の保存期間も 10 年であることから、平成 21 年 4 月までを返還することとされました。

愛知会では誤過納分の振込後、特に関係部署で協議することなく、令和 4 年度の定時総会にて雑収入として決算の承認を受けています。

令和 5 年 1 月初旬に連合会から（土地家屋調査士登録事務取扱規程）の一部改正の通知があり、定時総会の第 2 号議案として上程している会則改正を含め、あらためて調査士法人の諸規定を確認したところ、愛知会において法人会員から会費の誤過納があった可能性を認識しました。

改正前の（入会金及び会費に関する規則）の法人会費の条文を、「主たる事務所（1 か所しかありえない）一月当たり金 12,000 円、又は従たる事務所一か所につき（何か所でもあり得る）、一月当たり金 12,000 円」と解釈すれば誤過納はないですが、（又は）は選択的に使いますので、会則第 5 条と関連して「主たる事務所一月当たり金 12,000 円、又は従たる事務所（のみの法人会員は）一か所（1 会員）につき、一月当たり金 12,000 円」と解釈してしまうと誤過納となってしまいます。もう少し単純な表現にすると「主たる事務所あるいは従たる事務所のどちらか一方につき一月当たり金 12,000 円」との解釈が成り立つかもしれません。

原則 1 会員 1 会費のところを法人会員のみ複数会費を課す条文（現状も法人会員は会員としては 1 個未満の権利しか有していません。）です。通常前者の解釈（主従に関係なく事務所 1 か所につき）で問題ないと考えますが、選択的接続詞の（又は）ではなく、併合的接続詞の（及び）を用いるか、あるいは主と従を別々に規定していれば解釈の相違の余地は生まれないと考えられます。

すぐさま関連する連合会からの通知・会則その他の改正前後の条文・総会資料・各種議事録の収集を始め、法人設立から現在に至るまでの会費納入の特定を行いました。現在も各種資料、情報の収集を続けています。

令和 5 年度総会前に当会の顧問弁護士に問い合わせたところ以下のような回答をいただいています。ただし、一部の情報はお伝えできていない状況下での回答です。

【結論部分】

改正前の法人会費の条文の解釈について、「主たる事務所一月当たり金 12,000 円、従たる事務所一か所につき一月当たり金 12,000 円」という解釈が相当であり、誤過納はないものとする。

【理由】

改正前の法人会費の条文（主たる事務所又は従たる事務所一か所につき、一月当たり金 12,000 円）

00円)について、「又は」ではなく「及び」を用いるか、あるいは、現行の条文のように、「主たる事務所」と「従たる事務所」を別々に規定しておくことが好ましかったとは考えられる。

もっとも、改正前の法人会費の条文については、同時期(平成15年)の愛知県土地家屋調査士会の会員の定義に関する会則の改正、具体的には、法人会員を「主たる事務所又は従たる事務所のみを有する調査士法人」と改正したこと(会則第5条)を受けての表現(記載)であると考えられ、愛知県内に「主たる事務所」か「従たる事務所」の「いずれか」を有する法人会員の場合、改正前の条文の表現(記載)に沿って、愛知県内にある「主たる事務所」又は「従たる事務所」に応じた会費を納付することになる。他方、「又は」という表現が用いられているからといって、愛知県内に「主たる事務所」と「従たる事務所」の「両方」が存在する場合にその一方についてのみ会費を納付するという解釈が導かれるものではないと考えられる。

むしろ、改正前の法人会費の条文においても、複数の設置が考えられる「従たる事務所」について、「1か所」ごとに会費が発生する旨が明確に規定されており、このことからすれば、事務所1か所ごとに会費が発生すると解釈することが相当であり、そのような解釈に上記のような条文策定の経緯を合わせて考えれば、「主たる事務所」と「従たる事務所」の「両方」が愛知県内に存在する場合には、事務所1か所ごとに会費が発生すると解釈するほうが自然である。また、改正前の条文にある「又は」の意味を厳密に捉えすぎると、1か所しかありえない「主たる事務所」についてのみ会費を負担すれば「従たる事務所」をいくつ設置しても「主たる事務所」1か所のみの会費で足りることになり、「従たる事務所1か所につき、1か月当たり金12,000円」と定めた条文が全く意味をなさないことになるため、そのような解釈は相当ではないと考える。

なお、これに関連して、連合会の会費につき、法人会費について1事務所ごとに納入されていた会費の誤納(清算)の問題が生じているが、連合会の会費については、従前、「法人会員の1会員につき2,250円」と「1会員」ごとに会費が発生することが明確に規定されていた中で生じた問題であり、愛知県土地家屋調査士会内での今回の誤過納問題とは事情を異にするものと考えられる。

なお、当職としては、上記のとおり、法人会費につき誤過納はないという立場であるが、仮に返還する必要があるとの立場に立った場合、その時効期間は(民法改正前の事案であるため)10年間であり、その起算点は「権利を行使することができる時」となる。そして、本件のような誤過納の法人会費の返還請求権については、不当利益返還請求としてその債権成立時、具体的には、誤過納にかかる会費を納付した時から時効期間が進行すると考えられ、援用するかどうかはともかく、平成25年5月以前に納付された会費(にかかる不当利益返還請求権)は、時効によって消滅していると考えられる。

以 上

顧問弁護士に問い合わせを行った後に入手できた、調査士法改正の平成15年当時の連合会策定の単位会則モデル案の条文も、愛知会会則の当該条文の解釈上重要な根拠となりうると考えます。

当時のモデル案では第5条で法人会員を「本会の区域内に主たる事務所又は従たる事務所を有する調査士法人（以下「法人会員」という。）」としています。この条文では解釈次第では主たる事務所を有する法人会員が別に従たる事務所を有した場合は、別個の法人会員となりえます。

そこで、当時の愛知会ではこれを明確にするために「従たる事務所のみ」と一部修正を加えたであろうことは容易に推察できます。

また（入会金及び会費に関する規則）では「1会員につき1月当り、次に掲げる金額とする。（2）法人会費 金13,000円 **ただし**、2以上の事務所を有する法人会員は、2事務所目から1事務所につき金〇〇円を加算した金額とする。（注）①金額は例示である。②**但し書きの記載の有無は、各会の事情により**判断されたい。③略となっていて、原則は1法人会員につき1会費であるが、各会の事情により複数の従たる事務所からも会費が徴収できるようなモデル案となっていました。

同様の連合会への誤過納のあった神奈川会の平成15年当時の会則の法人会費は「主たる事務所につき金13,000円、従たる事務所1箇所につき金13,000円」となっていて条文の解釈の余地はなく、誤過納ではないため法人会員へ返納は行わないとの確認を得ています。

平成15年の愛知会の会則改正の条文とモデル案では明らかに相違することから、そこには何らかの意図があったと考えられますが、議事録・会議録の保管期間が長くて20年であることから、これらから読み解くことはできません。総会資料及び議事録にも該当する記載はありませんでした。

平成14年度当時あるいは従たる事務所が初めてできた平成19年当時の役員の方でご記憶のある方の情報提供をお待ちしております。

仮に誤過納だと仮定した場合、該当する法人は10個あり、最大述べ523か月分の6,276,000円の誤過納の可能性を確認しました。消滅時効を援用した場合は、400万円程度になるかと思えます。

方向性としては金銭の問題ですので、返納すべきものがあれば返納することを確認し、該当条文の解釈・会則改正時の趣旨・時効の援用や起算点の法的解釈・該当する法人へのお知らせ等の事前準備を鑑み、令和5年度の総会での予算措置を含めた解決を断念し、令和5年度に十分な期間をかけた協議の上、審議することを正副会長会議で決定していました。

今般、岡崎支部の鍋田先生から法人会費に関する質問をお受けしたことから、上記情報を直ちに開示すべきとの結論を得て、令和5年5月の理事会の承認を経て令和5年度定時総会で簡単な報告をさせていただきました。

本件については、現時点では正副会長間の中でも意見がまとまっていません。

連合会から単位会への清算は解釈の余地はありませんので、逆に問題はないのですが、愛知会から法人会員への返還に関しては条文の解釈にゆだねられていることから、本会の立場では顧問弁護士の回答のとおり誤過納はないとの立場に立つことはできますが、私個人としては法人会員の立場からすれば条文の解釈次第で誤過納があったとの立場にも立ちえることから、安易に結論を導くことができない状況でいます。

そこで、該当する法人会員の方のご意見も伺うことができると幸いに存じています。また、ここまでお読みいただいた会員の方のご意見もいただけると、私自身の推進力にもなりますのでよろしく願いいたします。

さて、会費とは別に入会金の問題も発生しています。愛知会では主たる事務所がある法人会員につき、従たる事務所を県内に設置した場合、あらためて入会金 金 50,000 円徴収してきました。その根拠は「（入会金及び会費に関する規則）の第1条 入会金は、金 50,000 円とする。」のみです。

主たる事務所がある法人会員が、従たる事務所を県内に設置したとしても、従たる事務所が独自に愛知会の会員になるわけではないですが、本来どこの規則にもうたわれていない入会届を提出いただき、入会金を徴収していました。このことによって、〇〇調査士法人が新たに法人会員としての地位に変化があるわけでもなく、単に事務所の数だけの会費を納めていただくことになるだけです。

入会金については、条文上の解釈の余地もなく、明らかに誤過納があったと認められることから、返還（清算）する準備に入っています。該当する法人会員は10個ですが、消滅時効を援用した場合は5個程度となります。

最大で50万円ですので、財務部で協議し入会金の清算案を策定し理事会の承認を経て総会前に返還が可能であると考えています。

この件に関しましても該当する法人会員の方のご意見をお待ちしています。

よろしく願いいたします。

愛知県土地家屋調査士会 境界問題相談センターニュース



No.56

今号は、「日常業務でおこりうる紛争等について」あいち境界問題相談センター運営委員の藤曲が投稿させていただきます。

「日常業務でおこりうる紛争等について」

あいち境界問題相談センター運営委員 藤曲 泰樹

私は、平成12年4月に土地家屋調査士として登録してはや23年目に入りました。補助者歴も含めるとこの業界に35年余り、認定調査士も平成20年に登録しました。

境界問題相談センターの運営委員になり7年目になります。

普段皆さんは、測量業務において隣地や役所との調整を行って業務を完了されていると思いますが、最近会員やお客様、隣地から聞いた紛争になる要因を掲載しました。

1. 測量作業に入る前に挨拶していない等で立会拒否されるケース

ここ最近、自分が測量作業前に挨拶回りをすると「作業前に挨拶に来てくれたのは初めてだ」と聞くことが多くあります。隣地が、突然立会を求められたと感じるケースも多々あるようです。

いくら急ぎの業務であったとしても、きちんとした手順を踏んでいないと、隣地等のご機嫌を損ね、立会拒否等の支障が出る場合があります。

測量作業前隣地挨拶 → 測量作業 → 官民立会・筆界隣地立会

2. 隣地同士が、代々諍いがあるケース

作業の挨拶に行くと、依頼者と隣地との間に代々諍いがある雰囲気を感じる時があります。依頼者の名前を出した瞬間、挨拶さえ拒否される方もみえます。依頼者と隣地、双方からお話を聞くことができればいいのですが、なかなかそういう訳にはいきません。隣地の方からすると、我々は依頼者の味方、つまり敵と見なされている時もあるかも知れません。

このようなときは、筆界に限らず、それ以外の日常生活における諍いが原因であることが多いと感じています。

3. 先祖の代に占有界を変えてしまっているケース

土地区画整理や土地改良が施行されていない未整理地区の測量業務をしたときに遭遇するのが、地図に準ずる図面の凸凹した筆界線を、先祖が話し合いのうえ現地で交換し、お互いが真っ直ぐな境界線として利用しているケースです。皆さんは、地図に準ずる図面が凸凹で、現地が真っ直ぐなときに、分筆登記や所有権移転登記を行う必要性を説明していますか？それらの手続きをしないと後世に問題を残したままとなります。

4. 最初に筆界を認めても越境物があると否認するケース

筆界立会をして署名捺印をもらったあと、越境物の説明をすると筆界承諾を撤回する隣地に遭遇したことがありますか？

越境している部分の処理についても、①取り壊しを求める②次回構築時に境界より控えて構造物を施工する旨の合意書を取り交わす③分筆して買ってもらう 等の方法があります。

①や③は紛争に発展する可能性があります。多くの会員が選択していると思われる②であっても、隣地にとっては、単に筆界を認めるということに比べ、心理的ハードルがかなり上がると思われますので注意が必要です。

上の4ケースは、測量業務をする我々が遭遇する紛争になりうるケースの一部です。

このようなケースで紛争に発展したら、愛知会が誇る「あいち境界問題相談センター」に申し立ててください。

(あとかき)

今後もセンターニュースには、当センターに関するいろいろな情報を掲載させていただきます。下記のFacebookも更新しておりますので、登録をお願いします。

研修会の模擬調停も毎年好評です。今年は、岐阜会と富山会に招待され出張模擬調停を披露してきます。出席されたことのない方は一度受講してみてください。ADRが自分の業務で役立つ方法であると気づいていただけたと思います。

意見、相談等がございましたらセンターへご連絡ください。お待ちしております。

(あいち境界問題相談センター運営委員 藤曲 泰樹)

申立書作成には、レ点チェック等を利用した簡易申立書をご利用ください。

“調査士会ホームページ内、相談センター”をご覧ください。

フェイスブック <https://www.facebook.com/aichi.ADR/>

お問い合わせ先 あいち境界問題相談センター（愛知県土地家屋調査士会内）

電話番号 052（586）1200

・その他ご不明の点がある場合は、運営委員にご相談ください。

第80回日本土地家屋調査士会連合会定時総会報告

日 時：令和5年6月20日（火）、21日（水）

会 場：東京都文京区「東京ドームホテル」地下1階「天空」

6月20日（火）、21日（水）に開催された第80回連合会定時総会に出席してきました。

開会の辞に始まり、岡田潤一郎連合会長の挨拶の後、古川禎久法務大臣出席のもと、法務大臣表彰の式典が行われ、長年の法務行政に対する功績を称え、全国で29名の方が受賞をされました。誠におめでとうございます。

議 案

第1号議案 (イ) 令和4年度一般会計収入支出決算報告承認の件

(ロ) 令和4年度特別会計収入支出決算報告承認の件

第2号議案 役員等選任の件

第3号議案 日本土地家屋調査士会連合会会則の一部改正（案）審議の件

第4号議案 周年事業特別会計及び財政調整積立金特別会計の廃止並びに日本土地家屋調査士会連合会特別会計規程の一部改正（案）審議の件

第5号議案 令和5年度事業計画（案）審議の件

第6号議案 (イ) 令和5年度一般会計収入支出予算（案）審議の件

(ロ) 令和5年度特別会計収入支出予算（案）審議の件

議事に入る前に司会者から議長が指名され、一日目の議長は宮城会の松田淳一会長が務め、議事を進行し第1号議案から第4号議案の審議がされ、一日目の議事が終了しました。

二日目の議長は富山会の中村忠嗣会長が務められ、第5号議案、第6号議案が一括上程され審議されました。

今回の総会は全国の各単位会から27の質問、要望事項があり、執行部は質問事項に対し的確に答弁をしておりました。

第2号議案については、4名の方が会長に立候補され、1回目の投票において過半数76票を得られる候補者がいなかったため、翌日、2名の候補者による投票が行われ、その結果、岡田潤一郎会長が再任されました。

一日目の総会終了後は、4年ぶりに立食による懇親会が開催され、多くの来賓に出席していただき盛大に開催された懇親会でした。

全国から単位会の会長を始め代議員150名の参加があり、全ての議事において賛成多数で可決されたことを報告させていただきます。

議事が全て終了した後に令和5年度、令和6年度の連合会執行部が壇上前に整列し、再任された

岡田潤一郎連合会長から熱い抱負と決意が述べられました。

最後に福島会から本年度日調連親睦ゴルフ大会のプロモーションビデオが放映され、出席依頼の案内があり、散会となりました。

(副会長 大岩 芳伸)



タフマン・タフウーマンに感謝

日 時：令和5年6月16日（金）
会 場：愛知県土地家屋調査士会会議室

私たちは、『愛知県土地家屋調査士会』の『理事会』報告を毎回会務通信（詳細はホームページ）にて、確認する機会があります。審議事項、協議事項等たくさんの議事が並んだ報告で、ぱっと見確認するだけでも大変そうな会議だと思いますが、簡単にまとめられたその報告書からは、私の貧困な想像力では、その会議の様子が思い浮かびません。

会長始め役員の皆さんが参加されているであろう会議ということで、厳めしい顔つきで皆さんが議論されているお堅いイメージだけは持っていましたが、はてさて、そこでは、どのように話し合いが進められているのやらという程度でした。

きっと、一般会員の皆様の中にも同じように理事会のことがよく分からず、そのために関心さえ持てない人もいるのでは・・・ということで、ならば広報委員が、そのパイプ役となって、少しでも会員の皆様に理事会の様子をお伝えできたら、といった大義名分で、ドキドキ、ワクワク、今回オブザーバーとして傍聴する機会をいただき、理事会に参加してきました。

6月16日14時からの出向通知を受け取り、遅刻したらいけないと緊張しつつ、午前中は、車で仕事に出かけ、一旦事務所に戻ることになりました。

ちょうど12時半頃だったと思います。調査士会の前を通ると、車の窓から理事会に参加するであろう何名かの姿を確認し、さすが理事会は、出席者が早くから集まって待機するんだと感心しきり・・・しかしこのとき気づけばよかったのですが、皆さん忙しいのに1時間以上もの待機の時間は必要ないと・・・

事務所で、13時を少し回り、そろそろ出発しようかと準備していた最中、携帯が鳴り響きました。

んっ・・・、本会広報担当者からの電話でした。確認の電話かなあと思いながら出ると、『13時からでした。』とのこと・・・。先ほど、会議に参加されるであろう方たちが、本会に入っていく様子が頭に浮かびました。しかし、後の祭り。どう急いでも、理事会は、すでに始まっています。遅刻です。会議の途中で未知の世界へ入っていくのかと少しパニック。急いで、本会へと向かいました。ドキドキしながら、こっそり会議中のドアを開け、指定の席に



座りました。まずは、第一関門突破で一安心。



さて、理事会では、すでに話し合いの真っ最中。しばらく会議の内容を聞いているうちに、今までよく分かっていなかった理事会、部会の関係性がなんとなくわかってきました。単純に考えれば、理解できて然りなのですが、やっぱり実際にこの会に参加してこそ納得です。一言でいうと部会で話し合った内容をさらに理事会で精査するといった感じでしようか。

少し簡単にまとめすぎましたが、それでも私たちが『本会で決まったこと』と知るまでには、とことん考えられ話し合われ、最善策とされた事項を報告していただいているんだと納得できる経験をさせていただきました。

しかし、長い。14 時頃から参加した私は、18 時半近くに終わったころには、くたくたです。そして最後に、『一言どうぞ』・・・と私にとっての第二関門。ただただ、この長い時間話し合われる皆さんはすごいと、言ったかどうか。すでに思考停止。

13 時開始の理事会でしたが、参加する方は使命感にあふれつつ、なおかつタフとしか言いようがありません。

愛知会のような大人数の会が、スムーズに運営されているのは、この理事会、部会等を円滑に運営していただいている多くの方々のおかげなんだと、あらためて感謝の念を抱きながら、帰宅の途に就きました。

(広報委員 安田 真由美)

役員研修会報告

日 時：令和5年7月1日（土）
会 場：ウインクあいち会議室

令和5年7月1日に行われた役員研修会に、私は広報部部員という立場で参加しました。

諸岡副会長による開会の辞、梅村会長による所信挨拶の後、1時限目は本会組織・役員について、XDRIVE の使用方法並びに共有文書作成時の word の注意点について岸田副会長から説明を受けました。word は日常業務においても使用しており使い慣れてはいるものの、校閲機能等の日常業務において使用頻度が少ないものについては改めて学びなおす必要があると感じました。



ウインクあいち会議室にて

2時限目は文書起草時における文章作成の体裁について壁谷専務理事から説明を受けました。読みやすい文章を作成することの重要性を感じました。3時限目は財務及び予算の執行、一般社団法人調査士愛知協働会について川合副会長兼協働会副理事長から説明を受けました。予算執行時に必要な手続きを確認できました。昼食休憩の後、4時限目は各部長から各部の分掌及びつながりについて説明を受けました。所属する部のみでなく各部の役割を知ることができました。



6時限目 近藤元副会長

5時限目は伊藤直樹顧問から愛知会の歴史について及び社会問題への土地家屋調査士としての関わり方を学びました。所有者不明土地問題、空家特措法に関して土地家屋調査士として深く関わっているのではないか。被害家屋認定など国家資格者としてできる社会貢献があるのではないかと。日常業務を漫然と行うだけでは思いつかないことも多く、考えさせられることばかりでした。6時限目は集団における個々の役割について近藤正行元副会長から学びました。集団に属する個々の意識でその集団の能力が大きく変わると感じました。

私は登録して5年で、今年度から広報部部員に就任したのですが、会務に携わるのは初めてです。会務のことは、まだまだ分からないことばかりで、毎日右往左往していますが、役員研修会を終えて感じたことは、早くお役に立てるように担当業務に真剣に取り組んでいきたいと思いました。

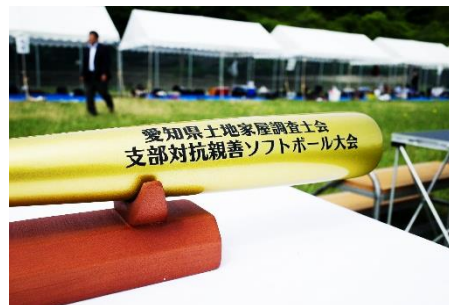
（広報部部員 岡地 裕治）

第38回支部対抗親善ソフトボール大会結果報告

日 時：令和5年6月24日（土）

会 場：口論義運動公園野球場

令和元年の開催から4年ぶりとなる第38回支部対抗親善ソフトボール大会は、予定していた6月10日は雨天順延となりましたが、予備日の6月24日に好天に恵まれ開催しました。開催場所の日進市の愛知県口論義運動公園では、主催支部の昭和支部が前日から開催準備にとりかかりました。雨の影響によるグラウンド状態が心配されましたが、無事開催できる状態でした。



当日は梅雨の晴れ間で快晴となり、絶好の大会日和となりました。開会式では多数の来賓をお迎えし祝辞を賜る中、4年ぶりの開催に胸躍る思いでした。

今大会は例年と同様にトーナメント形式で行われ、各支部2～3試合を戦う仕組みでした。強い日差しの下でののはつらつとしたプレー、ベンチからの大きな応援、各テント内での談笑を間近に見て、待ち望んだこの大会は、親睦を深めることができる大きなイベントだと実感しました。

各支部の熱戦・奮闘の中、岡崎支部（ブラック・レッド）が優勝・準優勝を飾り、岡崎支部が強さを見せつけた結果となりました。我々昭和支部は2試合対戦し、追い上げムードがあり良い試合でしたが、あと一押しが出ず2戦とも惜敗し結果10位でした。私はソフトボール大会に参加し10年目になりますが、表彰される昭和支部を見たことがありませんので、そろそろ表彰される景色を見たいものです。

今大会を通して、4年ぶり開催の期待の大きさもありますが横のつながりを感じ、ソフトボール未経験・大会未参加の会員でも参加して得るものがある大きなイベントだと思いました。次回開催以降もたくさんの参加を期待し継続していきたいですね。

（昭和支部長 早川 達也）





優勝 岡崎ブラック、準優勝 岡崎レッドのみなさん



東海工業専門学校講演会報告

日 時：令和5年5月8日（月）16時～17時
 会 場：東海工業専門学校金山校
 講 師：岡崎支部 神谷文彦会員
 参加者：85名（男性 81名、女性 4名）



恒例行事となってきた、東海工業専門学校金山校での講演会です。今年で5回目となります。

東海工業専門学校の先生方はもちろん、全授業終了後に参加いただいている生徒の皆様には貴重な時間を頂戴し、深く感謝いたします。

講師は、学校側の要望もあることから、卒業生の神谷文彦会員が担当してくれました。「土地家屋調査士は、憧れの職業？」と題して、業務内容、職業としての土地家屋調査士の魅力をご自身の体験を基に分かりやすく講義してくれました。

なかでも「金儲けではなく、人儲け」の名言、人とのつながりを大切にする事で、結果としてお金儲けにもつながるという話には多くの生徒さんたちが感銘を受けられた様子でした。

人とのつながりを大切にしてこられた神谷会員の年収額に驚かされている生徒さんもありました。

土地家屋調査士の社会貢献度や収入の高さ、やりがいのある仕事であることが伝わるととても良い講演会であったと思います。神谷会員ありがとうございました。来年もお願いします！



アンケート結果では、「土地家屋調査士」の認知度は46%、知名度は82%！さすが測量を学んでいる生徒さんだけあって、驚異的な数字でした。

錦三丁目高級クラブ街での「●藤●樹」と同じくらいでしょうか？

将来の土地家屋調査士候補として有望な東海工業専門学校の生徒さん。一人でも多くの方に実際に土地家屋調査士になっていただけるように、このような講演会の機会を有意義なものにするとともに、今後も継続させていただきたいと思います。

また、興味を持ってくれた方には資格取得、開業支援までのサポート体制を構築できるように広報部、広報戦略PTを中心に愛知会全体で考えていく必要性を感じています。

大岩副会長の冒頭挨拶の締め言葉「土地家屋調査士になって、一緒に儲けましょう！」を実現するためにも。

（広報部長 片岡 忠雄）

フレッシュマン・フォーラム'10 参加報告

9 士業 10 団体、登録の浅い資格者たちの集まるこの催し、前は定員オーバーで参加できなかったこともあり、指折り数えて当日を楽しみにしていました。



しかし、そんな気持ちとは裏腹に線状降水帯が発生、前日には小学校の休校が決定、当日午前には電車が遅延・運休。フォーラムの開催予定日はそんな最中の6月2日でした。

中止か…次の募集で入れるといいな…。しょんぼりしていた私に届いた一通のメール
題名:本日のフレッシュマン・フォーラムは開催となります【名古屋自由業団体連絡協議会】?!
車の外を見ると、側溝から水が噴き出し、一部路面は泥水が冠水して車が立ち往生。
行けるの?!

しかし、そこは(新人)土地家屋調査士らしく雨雲レーダー等を駆使してピーク時刻を予想し、(雨による)ドキドキを胸に会場に向かいました。

ほぼすべての方がいらしたのでしょ、会場いっぱいに参加者が集まり、会が始まります。



参加者同士の会話はやはり雨のことからはじまり、事務所の場所の話になり、次第に仕事の内容の話に移ります。さすがはこの雨をものともせず集まった面々、とても熱い方ばかりです。

参加者は弁護士・行政書士・司法書士・社会保険労務士・土地家屋調査士・不動産鑑定士・税理士・公認会計士・弁理士の9士業。普段は関わる機会のない資格の方も多くいらっしゃいます。

弁理士さんや社会保険労務士さんからは土地家屋調査士って何するの…?現場って…?と問われます。外に出て境界杭を探したり測量します、と答えるも信じてもらえません。師匠から、つるはしやカケヤの使い方を指導していただいた件や、夏の竹やぶの現場(蚊)の恐ろしさを熱弁して、やっとなと笑いと共に伝わります。



一方で、弁護士さんからは筆界絡みの案件で土地家屋調査士と取り組んだお話を、行政書士さんからは許可申請における土地家屋調査士の重要性を、司法書士さんからは日常的に土地家屋調査士と連携しているやり方等、他士業から見た土地家屋調査士の必要性やあり方をお伺いすることができました。

独立したばかりの方も多く、事務所経営の悩みは、どの士業でも共通でした。新人の集まりではありますが、運営をしてくださっている先生方や、複数資格持ちのベテランの先生方もたくさんいらっしゃいましたので、普段は聞けないちょっとした疑問などもざっくばらんに、みんなでお話ことができました。

どんな土地家屋調査士が求められているのか、どんな事務所を作っていけばよいのか、そんな悩みに対して、様々な視点からのヒントをいただいた、とても貴重なひと時でした。

最後になりましたが、このような機会を与えてくださった先生方、事務局の方々に心から感謝申し上げます。本当にありがとうございました。

(豊田支部 石原 遥)



調査士会参加者のみなさんと広報部役員

資格業ガイダンス報告（愛知学院大学）

日 時：令和5年6月12日（月）

会 場：愛知学院大学 名城公園キャンパス

名古屋自由業団体連絡協議会主催の資格業ガイダンスが、令和5年6月12日（月）に愛知学院大学（名城公園キャンパス）で開催されました。始めに愛知学院大学経営学部の西舘教授から4年ぶりの開催で感慨深いとの挨拶がありました。

開始が12時からのため、午前中にブースの準備を行い各士業が学生を待っていました。最初は開始時間になっても参加者はなかなか来てくれずに、久しぶりの開催の影響かと思いましたが、経営学部の教授が声掛けをしていただき、学生が一気に参加してくれるようになりました。経営学部の学生を中心に参加してくれて、大盛況となりました。各士業ブースの訪問学生人数の合計は245名でした。



経営学部の学生が多かったこともあり、公認会計士、税理士、社会保険労務士などのブースが人気でした。土地家屋調査士のブースには、11組14名の学生が参加してくれました。参加してくれた学生の中に土地家屋調査士の資格を知っている学生がいたことは嬉しく思いました。

私は学生たちに就職を考える時にどんなことを重視するのか尋ねました。学生たちは休日をちゃんと取得できることや、給料が安定してもらえること、職場の人間関係などを重視すると答えてくれました。実際の現役学生たちの声に勝る情報はないと思いますので、このような生の声を広報部は広報活動に活かしてもらいたいと思います。

今回の資格業ガイダンスで一番印象に残ったことは、実は学生ではなく教授が「土地家屋調査士成長物語」のマンガを読んでいたことです。真剣に読んでいたので、声を掛けたところ、このマンガはいい話ですね。学生たちにもぜひ読ませますと言ってくれました。愛知学院大学は教授も積極的に事業に協力していただけるので、我々資格業団体はとても助かっています。西舘教授はじめ愛知学院大学の関係者の皆様、ご協力いただき誠にありがとうございました。

（前広報副部長 中島 健太）

事務局からのご案内

7月の入会者

きほし りうこ (名古屋東支部)
愛知第 3116 号
〒488-0008
尾張旭市柏井町弥栄 18 番地 23
TEL 0561-51-0054
FAX 設置中

退会者

梶田 安男 (名古屋北支部)
愛知第 1322 号／昭和 43 年 6 月入会

神田 武典 (岡崎支部)
愛知第 1355 号／昭和 44 年 4 月入会

藤原 茂芳 (熱田支部)
愛知第 1742 号／昭和 55 年 11 月入会

事務所変更

篠部 眞一 (熱田支部)
愛知第 2417 号
〒454-0022
名古屋市中川区露橋一丁目 14 番 9 号
TEL 052-369-3372・FAX 052-369-3373

訃報

水鳥 貞雄 (岡崎支部)
愛知第 1270 号／昭和 42 年 2 月入会
令和 5 年 7 月 8 日逝去 (87 歳)

謹んでご冥福をお祈りいたします

事務所の TEL の変更

中村 奈央子 (知多支部)
愛知第 3048 号
TEL 0562-57-2668

土地家屋調査士法人の事項変更

土地家屋調査士法人中央ライズアクロス
(名古屋北支部) 11-0002-18-0030
使用人調査士の雇用：愛知第 3063 号 三苫 華子



8月の会務予定

- 1 日 あいち境界シンポジウム
- 2 日 業務、研修部会
- 3 日 研究所全体会議
- 7 日 広報委員会
- 8 日 財務、社会事業部会
寄附講座運営委員会
支部会計担当者会同
- 9 日 広報部会
- 16 日 支部長会議
- 18～20 日 第 18 回特別研修
- 23 日 理事会
- 25 日 年次研修委員会
- 29 日 あいち境界問題相談センタ
ー運営委員会

◆ 令和6年度版土地家屋調査士手帳の有償頒布について



令和6年度版土地家屋調査士手帳有料頒布について、現在申込を受け付けております。
 申込期限は8月17日(木)となっておりますので、ご希望の方はお早めにお申し込みください。
 申込は申込サイト(<https://forms.office.com/r/QM1GunhHhm>)又は FAX (052-586-1222)
 もしくはメール (kyoudoukai-aichi@chosashi-aichi.or.jp) でお願ひします。
 なお、注文後のキャンセルはできませんのでご留意ください。
 詳細は愛知会 HP> 会員の広場> ダウンロード「通知・通達」2023.7.20 でご確認ください。

価 格：1冊900円(消費税・送料込) 予定

※申込数により価格が変動する可能性があります。

申込期限：8月17日(木) 必着

発 送：令和5年11月下旬予定

◆ 令和5年度年次研修の実施について



令和5年度の年次研修を、以下の日程で開催します。

開催日時 ①令和5年11月10日(金) 午後1時20分から午後5時30分頃までの予定
 ②令和5年11月17日(金) 午後1時20分から午後5時30分頃までの予定
 上記2日間のうち、いずれかの日程を指定します。

会 場 名古屋市公会堂4階ホール及び第7集会室

受講対象者 令和3年度、平成28年度、平成23年度、平成18年度、平成13年度、
 平成8年度、平成3年度、昭和61年度、昭和56年度、昭和51年度、
 昭和46年度、昭和41年度、昭和36年度の入会者。
 令和2～4年度に実施した年次研修の未受講者。

※受講対象者への正式通知は、8月1日に発送しました。郵便をご確認ください。
 対象者必修の義務研修ですので、必ず受講してください。



業務に関するお知らせ（6月21日から7月20日まで）

- 6月23日 愛知会「土地家屋調査士会関係法規集」を更新しました
- 6月27日 会員名簿の追録（令和5年6月23日受付分まで）を掲載しました
- 6月28日 令和5年度年次研修の実施について（予告）
- 7月6日 不動産登記規則等の一部を改正する省令案に関する意見の提出について
- 7月7日 一宮市狭あい道路対策事業の周知について（依頼）
- 7月11日 名古屋法務局不動産表示登記事務取扱規程の掲載について
- 7月13日 名古屋市の境界確認申請に係る照会方法についてお願い
- 7月20日 令和6年版土地家屋調査士手帳の有償頒布について

以上、ホームページ>会員の広場>通知・通達、お知らせへ掲載しました。



表紙写真 「花菖蒲とアオサギ」

名古屋東支部 川崎 晃 撮影場所：名古屋市西区（庄内緑地公園）

編集 後記

暑い！暑い！連日の猛暑で、テレビなどでは屋外での活動を避けるようにと伝えていますが、残念ながら私どもはそういうわけにはいきません。しかし最近、空調服をはじめ、首に掛けると電氣的に金属パットが冷たくなるネッククーラーなるものや、水冷式の冷却ベストなるハイテク品まであるようです。私はもっぱら冷やした濡れタオルを首に巻く程度のローテクしか使っていませんが、ハイテク、ローテクを駆使して、暑い夏

を乗り切りましょう。

（広報副委員長 西村 頼人）

- 発行日 令和5年8月1日
- 発行所 愛知県土地家屋調査士会
〒451-0043 名古屋市西区新道一丁目2番25号
TEL 052-586-1200
- 発行人 梅村 守
- ホームページのURL <https://www.chosashi-aichi.or.jp>